

○農林水産省  
環境省 告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。  
令和七年三月十日

農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 臨時代理  
国務大臣 赤澤 亮正  
環境大臣 浅尾慶一郎

一 名称 砂谷株式会社  
二 住所 広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷千三百二十一番地  
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

一 名称 雪印メグミルク株式会社  
二 住所 東京都新宿区四谷本塩町五番一号  
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	三九〇 グラム	牛乳・乳 飲料・乳 用酸菌飲料	厚生省 農林水産省告示第四号 通商産業省 図第三十八のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	一八九 グラム	牛乳・加 工乳・乳 飲料用	農林水産省 平成十六年三月 環境省 図第五のとおり
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	二八〇 グラム	牛乳用	農林水産省 平成二十一年五月 環境省 図第四のとおり
プラスチックス	無色	—	三・四 グラム	ガラス瓶 用のキャップ	農林水産省 平成二十四年十一月 環境省 図第三のとおり
プラスチックス	無色	—	三・五 グラム	ガラス瓶 用のキャップ	農林水産省 平成二十四年十一月 環境省 図第四のとおり